

集団指導 質問に対する回答

平成29年6月1日実施

	質問内容	回答
1	第三者委員の設置については、現在まだ設置していないのですが、いつまでに設置をしないといけない等、決まりはありますでしょうか。	平成29年5月16・18日に開催した指導監査説明会資料「参考資料一覧 利用者支援P.277の(国通知)社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に基づき、苦情解決体制として第三者委員の設置が必要のため、ただちに対応をしてください。
2	水害時の避難訓練計画を提出するのでしょうか。	施設においては、非常災害に関する具体的な計画(火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画をいい、以下、「非常災害対策計画」という。)の策定が義務付けられています。 また、水防法の改正により浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に施設が所在する場合、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画(以下、「避難確保計画」という。)を作成する必要があります。 なお、非常災害対策計画及び避難確保計画は市に提出する必要がありますが、水害時の避難訓練計画の提出は不要です。施設で職員がどのような役割で、行動するのかなどの行動計画書をマニュアル化して災害に対して備えてください。避難訓練の実施については指導監査時に確認をします。
3	6:00~7:00以降の保育終了後の1人配置についての意味合いが今一つ不明です。1人での際の事故のリスクも考えると、連絡先明示などでもいけないのでしょうか。多いにこしたことはない説明ですが、もう少し効率の良い考え方はないのでしょうか。	保育中は複数配置による人員体制が必要です。18時以降で園児がすべて帰った後は、施設の開園時間である19時又は20時までは保護者からの問い合わせ等(電話・来園)に対応する必要があります。したがって、その日の保育は終了していますが、開園時間終了時刻までは施設を閉めずに最低一人の職員体制をとっていただく必要があります。

平成30年3月14日実施

	質問内容	回答
1	育児休業中の保育時間は17時までで良いのでしょうか。	育児休業中は、保育必要量が短時間認定となるため、9時から17時までが利用可能保育時間です。
2	平成30年度保育指針が変更されることに伴い、園で使用する保育課程も変更しなければならないのでしょうか。	保育課程から全体的な計画への変更が必要です。 改訂された保育指針に合わせて、各施設で作成してください。

集団指導 質問に対する回答

平成30年7月27日実施

質問は、ありませんでした。

平成31年3月13日実施

	質問内容	回答
1	12 食事内容 2) 予定献立のポイントの「確認したことがわかるように決裁をしてください。」とは具体的にどんなことをすればよいのか。	給食の献立内容(メニューの組み合わせ、分量、使用する食材など)が適切であるかを施設の責任者(園長または施設長、管理者)が確認していることをわかるように、押印もしくはサインによる何らかの記録を行ってください。